

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、農地の利用集積を進める「農地保有合理化事業」や、担い手を育成するための「農林漁業後継者確保促進事業」等を総合的に実施している。
- ・低金利による基本財産・基金の運用収入の低迷や事業補助金が削減される中、引き続き県農業会議事務局職員との兼務化や経費節減に努めた結果、平成20年度の当期正味財産増減額は155千円の増加となっている。
- ・農地の利用集積と担い手対策を進めるため、法人自らが農地を買入れ（借入れ）一定期間保有した後、担い手農家に売却（貸付）する「農地保有合理化事業」が当法人の事業の柱となっているが、農業経営規模拡大志向にある農業者の多くが、農業の先行き不透明感から投資を手控える傾向にあり、最近の事業量は減少傾向にある。
- ・「農地保有合理化事業」において農地の買入れから売却までの間発生する農地保有コスト（金融機関からの借入れコスト）については、平成19年度以降の買入分は必要な資金を全額無利子で融資を受けることができるようになり、今後確実に減少が見込まれるとのことであるが、平成18年度以前買入分について、1次評価にもあるとおり、購入予定者の意向を踏まえつつ、可能な限り保有期間を短縮し、コストの縮減に努めていただきたい。
- ・なお、この「農地保有合理化事業」について、事業仕分けの結果、当事業の全国団体である(社)全国農地保有合理化協会の在り方も含めた事業の大きな見直しが求められており、その動静を注視する必要がある。
- ・担い手育成のための事業は、県や市町、関係団体において様々な取組が行われており、引き続き当法人を含めた事業実施の役割分担の見直しを進める必要がある。
- ・これまで2次評価で提言していた新規就業者数等（農業、林業、漁業）の指標設定については、今回の改革実施計画の見直しにより、新たに愛媛県就農促進方針等に掲げた目標を取組指標として設定(21年度目標：387人)している。今後とも、この目標を達成すべく、雇用支援対策として実施されている「農林漁業就業相談会」などの機会を有効に活用した新規就業者の掘り起こしや就業後の支援等の事業に取り組んでいただきたい。

役職員数及び給与制度の見直し

- ・改革実施計画において、今後とも可能な限り県農業会議事務局との一体化（兼務職員化）を促進していくこととしているが、1次評価にあるとおり、引き続き双方の適正な業務推進に支障をきたさぬよう留意していく必要がある。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

財政的関与の見直し

- ・厳しい県の財政状況を踏まえ、今後も県からの補助金の削減傾向が続くことが見込まれるため、事業の成果を踏まえた効率化・合理化等に努めるとともに、1次評価にあるとおり、公益法人制度改革への対応も踏まえながら、県、市町や関係団体等との役割分担の見直しをより一層進める必要がある。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、平成23年度中の移行申請を目指し、評議員の選任方法や理事の構成などについて具体的な検討を進めているところであるが、他法人の模範となるべく、引き続き早期の移行が図られるよう取組を進めていただきたい。
- ・なお、現行の理事、監事については、市町長等の公職にある者や全県的な農林水産団体の代表者が就任しているが、新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・農地の利用集積と担い手対策を進めるために行っている「農地保有合理化事業」について、当法人の農地保有コスト縮減に向け、可能な限り保有期間を短縮し、コストの縮減に努めること。
- ・農地の利用集積や農林漁業の担い手育成のため、県、市町、農業団体等関係機関と連携して行っている各種事業について、引き続き関係機関との役割分担の見直しを行うとともに、事業の成果を踏まえた効率的・効果的な手法を検討するほか、新たに取組指標として設定した新規就業者数等（農業、林業、漁業）の目標達成に向けた取組を進めること。